

事務連絡  
平成26年10月8日

市内指定居宅介護支援事業所 御中

桑名市保健福祉部介護・高齢福祉課長

介護保険法第27条第8項及び第32条第7項の規定に基づく  
要介護（要支援）認定前のサービス利用について（通知）

平素は、介護保険の事業運営に格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり本年10月から多職種協働による新たな地域ケア会議「地域生活応援会議」をスタートさせました。

当面は、新たな要支援認定者のケアマネジメントを中心に支援を行っていく事になりますが、将来的には要介護者も対象として、事業者の皆様とともに協力して利用者である被保険者の自立した生活への支援となるケアマネジメントを目指しています。

そこで、新規に認定申請する際に、貴事業所の介護支援専門員による申請者のアセスメント等により、認定結果を待たずにサービスを利用開始することが必要と判断される場合の取り扱いについて、平成26年10月1日以降の新規申請者について、別紙のとおり取り扱うことといたしますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本取り扱いは保険給付に関し必要なものとして、介護保険法第23条の規定に基づき求めるものであることをご承知おきください。

担当

介護・高齢福祉課資格給付係

岡田・伊藤 ☎24-1170

中央包括支援センター

荒川 ☎24-5104